



発行 東京都

目次

71

規則

- 災害派遣手当等の支給に関する条例施行規則……………（総務局人事部制度企画課）…一
 - 東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）…二
 - 歯科衛生士法施行細則の一部を改正する規則……………（保健医療局医療政策部医療人材課）…二
 - 歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則……………（同）…二
 - 保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則……………（同）…二
 - 火災予防条例施行規則の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）…三
- 規 則（教）
- 東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則……………三
 - 東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三
 - 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則……………四
 - 東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正……………四

規則

災害派遣手当等の支給に関する条例施行規則を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百三十五号

災害派遣手当等の支給に関する条例施行規則

（目的）

第一条 この規則は、災害派遣手当等の支給に関する条例（平成七年東京都条例第七十六号。以下「条例」という。）第三条の規定に基づき、条例第一条に規定する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下これを「災害派遣手当等」という。）の支給方法その他条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（支給方法等）

第二条 災害派遣手当等は、一の給与期間（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第七条に定める給与期間をいう。以下同じ。）に係るものを、次の給与期間の給料の支給日（職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第七十二号）第二条第一項に定める給料の支給日をいう。）に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、やむを得ない理由により、同項の支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。
- 3 前二項に規定する支給日前に、条例第一条に規定する東京都に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の派遣期間が終了したとき又は派遣職員が東京都職員としての身分を失ったときは、前二項の規定にかかわらず、派遣職員の派遣期間が終了した日又は派遣職員が東京都職員としての身分を失った日以降速やかに支給する。
- 4 前三項に定めるもののほか、災害派遣手当等の支給方法等については、職員の給与に関する条例施行規則第一条の二及び第四条の規定を準用する。

（委任）

第三条 この規則に定めるもののほか、災害派遣手当等の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和五年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十六号

東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則

東京都身体障害者手帳に関する規則（平成十二年東京都規則第二百十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「（書田10、51、52、53の欄に記入）」を削り、「書田」を「書」に改める。

附則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都身体障害者手帳に関する規則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

歯科衛生士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十七号

歯科衛生士法施行細則の一部を改正する規則

歯科衛生士法施行細則（昭和三十九年東京都規則第五百十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十三年法律第二百四号」の下に「。以下「法」という。」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、法第六条第三項の規定による届出（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）については、この限りでない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和五年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十八号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和三十一年東京都規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条ただし書中「ただし」の下に「、法第六条第三項の規定による届出（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百三十九号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和二十七年東京都規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条ただし書中「第十五条の二第四項の申請」の下に「、法第三十三条の規定による届出（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百十号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

火災予防条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第四条の二中「第十三条第二項」を「第十三条第三項及び第五項」に改める。

第四条の三の見出し中「定格容量及び電槽数」を「蓄電池容量」に改め、同条中「定格容量及び電槽数は、次の各号により算定する」を「蓄電池容量は、十時間（アルカリ蓄電池及びリチウムイオン蓄電池にあつては五時間）放電率容量による」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

第五条第一項中「第十三条第二項」を「第十三条第三項及び第五項」に改める。

第十一条の三中「次の表のイ欄に掲げる戸の区分に応じて口欄に掲げる」を「鍵等を用いず屋内から一の動作で容易に解錠できる」に改め、同条の表を削る。

別記第三号様式の二中

工事等開始日	年月日	使用開始日	年月日
--------	-----	-------	-----

使用開始日	年月日		
-------	-----	--	--

改める。

別記第八号様式の四中

工事等開始日	年月日	完成日	年月日
--------	-----	-----	-----

改める。

附則

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、別記第三号様式の二及び第八号様式の四の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の火災予防条例施行規則別記第三号様式の二及び第八号様式の四による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規則（教）

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月十三日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十二号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則（平成十八年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一 東京都西部学校経営支援センターの項中

同 東久留米特別支援学校 を

同 東久留米特別支援学校

同 八王子南特別支援学校

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月十三日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十三号

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「条例別表第一の十の項」を「条例別表第一の十一の項」に改め、同条第二項中「条例別表第一の十一の項」を「条例別表第一の十二の項」に改め、同条第三項中「条例別表第一の十二の項」を「条例別表第一の十三の項」に改め、同条第四項中「条例別表第一の十三の項」を「条例別表第一の十四の項」に改め、同条第五項中「条例別表第一の十四の項」を「条例別表第一の十五の項」に改める。
第三条中「条例別表第二の四の項から八の項まで」を「条例別表第二の五の項から九の項まで」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月十三日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十四号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則
東京都立学校設置条例施行規則(昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表三の項中

同	東久留米特別支援学校	知的障害	高等部	普通科、 職能開 発科	を
同	東久留米特別支援学校	知的障害	高等部	普通科、 職能開 発科	に
同	八王子南特別支援学校	知的障害	高等部	普通科、 職能開 発科	

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第八号

東京都立学校の経営企画室に関する規程(昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十号)の一部を次のように改正する。
都 立 高 等 学 校
都 立 中 等 教 育 学 校
都 立 特 別 支 援 学 校
都 立 中 学 校
都 立 小 学 校

令和五年十月十三日

東京都教育委員会

別表特別支援学校の項中 東京都立町田の丘学園

東京都立八王子南特別支援学校
東京都立町田の丘学園

に改める。

附則
この訓令は、公布の日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

